空き家等を所有している皆さまへ

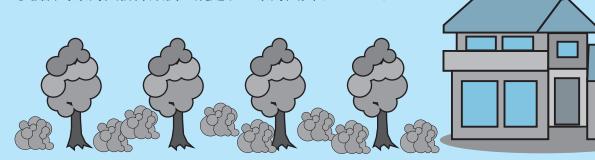
下記要件に該当する空き家等を所有するかたは、ぜひご登録ください。 次のいずれにも該当することが必要です。

- ○板倉町固定資産課税台帳に記載されていること
- ○老朽、損傷などが著しい空き家等でないこと
- ○登記済の建物・土地であり、建物と敷地の所有者が同一であること ただし、同一でないときは、当該所有者から承諾を得ていること
- ○抵当権、その他所有権以外の権利が設定されていないこと
- ○相続登記が完了している物件であること
- ○所有者が板倉町暴力団排除条例に規定する暴力団員などではないこと
- ○その他町長が空き家等バンクへの登録が適当でないと認めた空き家等でないこと

空き家等の利用を考えている皆さまへ

登録された物件の利用を希望するかたは、ご登録ください。 利用登録できるかた

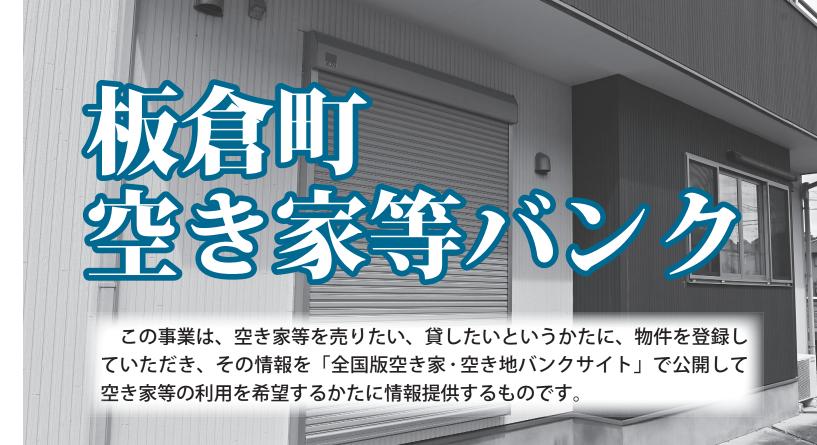
○板倉町暴力団排除条例に規定する暴力団員などではないこと



注意事項

- ○町は、担当事業者が流通可能と判断した物件を空き家等バンクへ登録します。
- ○町は、空き家等に関する情報を提供するのみです。交渉および売買、賃貸借の契約については、担当事業者がお手伝いします。
- ○空き家等バンクへの登録に係る物件の調査費用について、担当事業者から請求があったと きは、支払いをお願いします。
- ○売買などの契約が成立したときは、宅地建物取引業法で規定された報酬が発生します。

問合せ 計画管理係 ■82-6151



登録と利用の流れ

買いたい・借りたいかた 利用希望の登録申請

- ①空き家等バンク登録物件情報の提供 「全国版空き家・空き地バンクサイト」な どで物件の情報を提供します。
- ②空き家等バンク利用登録 空き家等の購入、賃借を希望するかたは申 請書類を町に提出してください。利用登録台 帳に登録します。

町では、群馬県宅地建物取引業協会館林支部と協定を締結しており、町からの情報提供により協会館林支部が担当事業者を選定します。売買などの契約が成立した場合は、宅地建物取引業法で規定された報酬や手数料が発生します。

売りたい・貸したいかた 空き家等バンクへの登録

- ①空き家等バンクへの登録申請 空き家等の売買・賃貸を希望するかたが町 に登録申請をします。
- ②現地確認 町および担当事業者が現地確認をします。
- ③空き家等バンクに登録

町は担当事業者の意見を聴取し、流通可能 な物件を、空き家等バンクの台帳に登録しま す。

※担当事業者が流通可能と判断した物件のみ 台帳登録されます。ケースにより、担当事業 者から物件の調査費用が発生する場合があり ます。

- ○「全国版空き家・空き地バンクサイト」とは、国が公募により選定した (株) L I F U L L およびアットホーム(株) の 2 事業者が運営する専用サイトです。
- ○契約などに関するトラブルについては、当事者間での解決をお願いします。
- ○空き家等バンクの趣旨および内容を理解した上での、ご利用をお願いします。

(3) Life $\leq R4.8.1$